

受理番号 第 33 号

受理日 平成25年10月6日

国土入企第 17 号

平成25年10月29日

一般社団法人日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長



### 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が前年度と比べ全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったことを踏まえ、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号）において、国土交通省土地・建設産業局長より要請するとともに、4月18日には、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し要請したところです。

国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、参考資料のとおり技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、国土交通省直轄工事（11月以降の契約工事）の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示を要請する取組を開始するとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請したところです。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、本取組の趣旨を踏まえ、発注者からの要請に対し適切に対応するよう周知徹底方をお願い致します。

なお、本ポスターについては別送致しますが、以下URLより、ダウンロードして印刷することも可能です。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const Tk1\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk1_000050.html)

別添 1

国土入企第15号  
国土建労第78号  
平成25年10月29日

大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長 あて

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長  
建設市場整備課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

本年3月29日、平成25年度の公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったところですが、これを踏まえ、4月18日、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

この間、大臣要請を受けた建設業関係4団体等において決議等がなされるなど技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組が進展する一方、国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

上述のきめ細かな調査の現時点での取りまとめ結果を見ると、全体の三分の一を超える建設企業から賃金水準を引き上げ又は今後引き上げる予定であるとの回答が寄せているなど、一定の成果が得られつつある状況にあると考えられます。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、新労務単価の対象となっている直轄工事（11月以降の契約工事）の現場において、別紙の要領に基づき技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの現場への掲示を、受注者に対し要請していただくようご協力をお願いいたします。

各地方整備局担当官に対しても、本依頼の周知徹底をよろしくお取り計らいください。

なお、本依頼については、地方公共団体、建設業団体の長宛に周知していることを申し添えます。

## 別 紙

### 現場における発注者から元請企業への ポスター掲示の要請の流れ等について

#### 1. 対象工事

本年 11 月 1 日以降に契約を締結した、平成 25 年度公共工事設計労務単価を使用して予定価格を積算した直轄工事

なお実施期間は、当面平成 26 年度公共工事設計労務単価の運用を開始するまでの間とする

#### 2. 要請の流れ（イメージ）

- ・契約締結後、速やかに、監督職員から受注者の現場代理人に対し、ポスターを直接手交し、その記載内容の確認を行った上で、当該直轄工事の現場において掲示し、現場作業員への周知を図るよう要請する。
- ・監督職員は、当該直轄工事の実施期間中において、当該ポスターの掲示状況を確認する。なお、工事期間中 1 回はポスターの掲載状況を確認し、掲載を促す。

#### 3. 主な質問と回答

##### ① 本ポスターの掲示を要請する趣旨如何。

現在、建設産業は、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の存続が危惧されるに至っています。

このような建設産業を巡る厳しい現状を踏まえ、行政と建設業界は現在、全国平均で対前年度比約 15 %となった新労務単価の引き上げが、現場の技能労働者の適切な賃金水準、社会保険への加入の徹底に結びつくよう一丸となって取り組んでいます。

このような取組の趣旨が記載されたポスターを現場に掲示していただくことにより、こうした取組の周知徹底の一層の強化を図ることとしたものです。

##### ② 本ポスターの掲示は契約上の義務なのか。

本ポスターの掲示は契約上の義務ではありませんが、現場の技能労働者の適切な賃金水準の確保等を通じて、建設業全体の発展を図るために行うもので、ご協力をお願いするものです。

行政と建設業界は今、新労務単価の引き上げが、現場の技能労働者の適切な賃金水準、社会保険への加入の徹底に結びつくよう一丸となって取り組んでいるところであり、趣旨をご理解いただき、現場において掲示されるようお願いします。

なお、10月23日に開催された高木副大臣等と主要な元請企業団体（日建連、全建、全中建）のトップの方々との会合（4月の国土交通大臣要請のフォローアップ会合）において、本ポスターの掲示についてご説明し、ご理解をいただいたところです。

**③ 本ポスターに関連した賃金水準の相談等が技能労働者等からあった場合、どう対処すればよいか**

国土交通省では、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルを設置しており、主に国土交通大臣許可業者が関連する新労務単価関連の請負契約に関する情報など、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんのが現場の生の声や情報をお聞かせいただくこととしています。

このため、本ポスターに関連した賃金等の相談があった場合は、ポスターアー下部記載のとおり、『新労務単価フォローアップ相談ダイヤル』 TEL 0570-004976（マルマルヨクナロー）へ相談するよう誘導してください。

**④ ポスターの入手方法如何。**

11月上旬を目途に、建設市場整備課より、各地方整備局等担当へ郵送しますので、各地方整備局等担当は、発注の状況に合わせ、現場事務所等へ配分してください。

不足した場合は、適宜建設市場整備課労働資材対策室へご連絡ください。

また、以下URLより、ダウンロードして印刷することも可能です。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000050.html)

別添2

国土入企第16号  
平成25年10月29日

各都道府県主管部局長 あて  
(市町村担当課、契約担当課扱い)  
各政令指定都市主管部局長 あて  
(契約担当課扱い)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第37号）において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところです。

また、新労務単価が前年度と比べ全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったことを踏まえ、4月18日、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

この間、大臣要請を受けた建設業関係4団体等において決議等がなされるなど技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組が進展する一方、国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

上述のきめ細かな調査の現時点での取りまとめ結果を見ると、別添1のとおり全体の三分の一を超える建設企業から賃金水準を引き上げ又は今後引き上げる予定であるとの回答が寄せているなど、一定の成果が得られつつある状況にあると考えられます。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、国土交通省直轄工事においては、別添2のとおり、発注者から元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣

旨を記載したポスターの掲示の要請を開始することとしました。

つきましては、各地方公共団体においても同様に取り組んでいただきたく、本ポスターを別送しますので、技能労働者への適切な賃金水準の確保等の実現に協力いただくようお願い致します。なお、本ポスターは、以下 URL より、ダウンロードして印刷することも可能です。

また、本ポスターを使用される際には、発注機関名を記載していただきますようお願いいたします。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const Tk1\\_000050.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const Tk1_000050.html)

各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市除く。）に対しても、この旨通知をお願いいたします。

なお、別添 3 のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせ致します。

# 技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主要な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

国土交通省と建設業4団体との会合（4月18日）

## 出席者

【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他

【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

## 大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



## 建設業団体の対応状況(抄)

### 日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)  
→ 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

### 全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

### 全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)



### 建設産業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

## 「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(10月23日)

- 1/3強の建設企業が4月以降何らかの形で賃上げ(予定含む)を実施。全産業と比較し、建設業、特に鉄筋・型枠・とび等専門工事業の給与が上伸
- 建設業団体からは、相当数の会員企業が下請企業の技能労働者の賃上げに前向き、民間・公共発注者(自治体)の理解が不可欠等の意見
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて取組を加速化することを確認

## 賃金水準確保対策 —きめ細かな実態調査の中間的なとりまとめ結果等—

国土交通省 土地・建設産業局

# 技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主要な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

## 国土交通省と建設業4団体との会合（4月18日）

### 出席者

【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他

【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

### 大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



## 建設業団体の対応状況(抄)

### 日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)  
→ 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

### 全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

### 全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

### 建設産業専門団体連合会

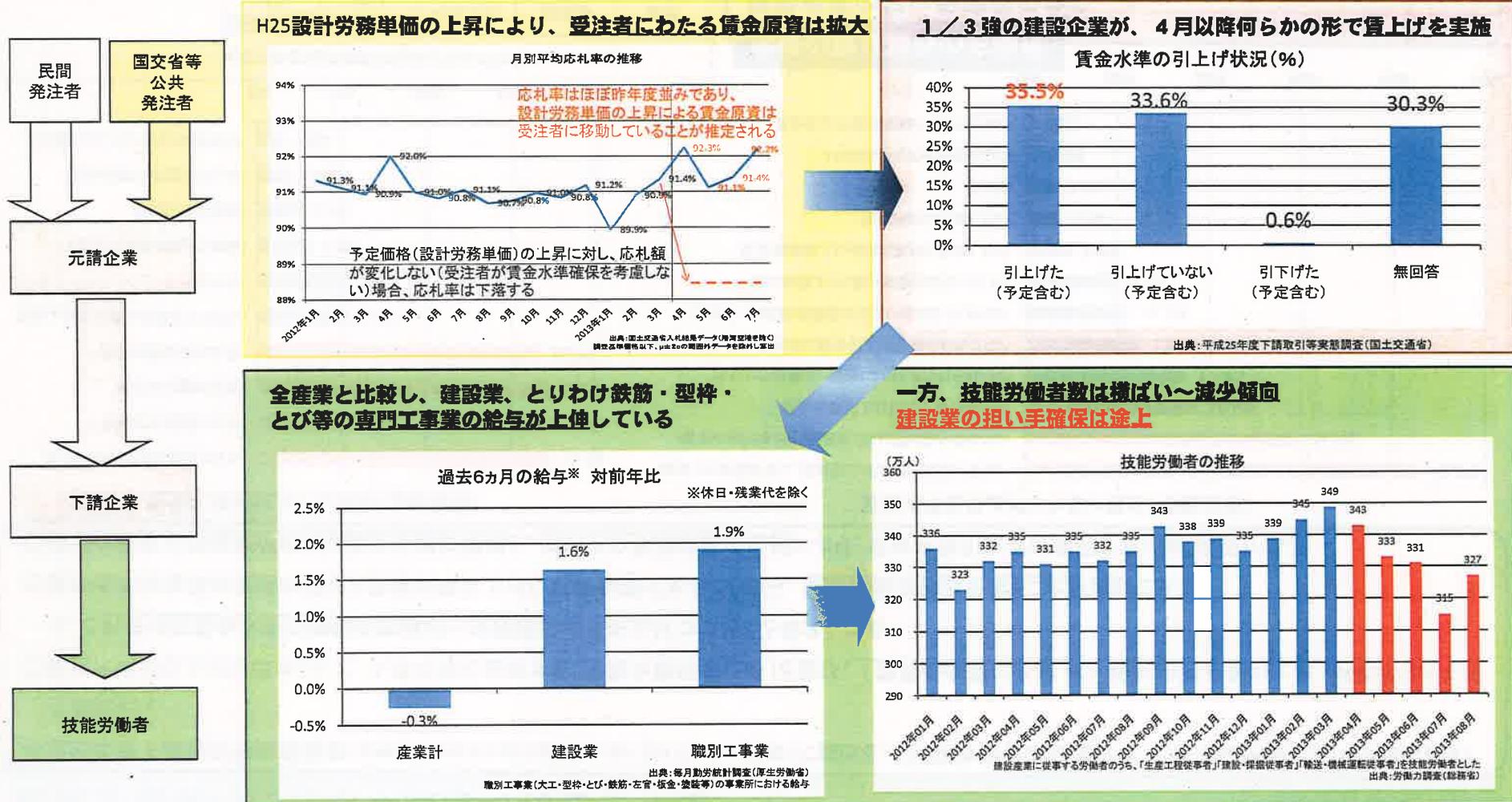
- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(本日10月23日)

# 技能労働者の賃金水準確保の現状 ーきめ細かな実態調査の中間的とりまとめ結果ー



- 発注者→受注者：設計労務単価の上昇(前年度比全国平均約15%、被災三県約21%)により、公共発注者から受注者にわたる賃金原資は拡大
- 建設企業：賃金水準の引上げは道半ば(1／3強の企業が4月以降何らかの形で賃金水準を引上げ(予定を含む))、今後の拡大に期待
- 技能労働者：技能労働者数は横ばいから減少傾向にあり、今後も注視が必要

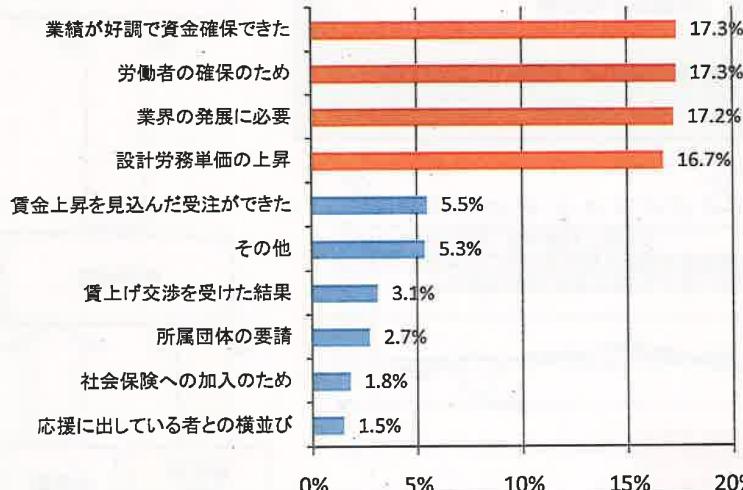


## 技能労働者の賃金水準確保の課題と今後

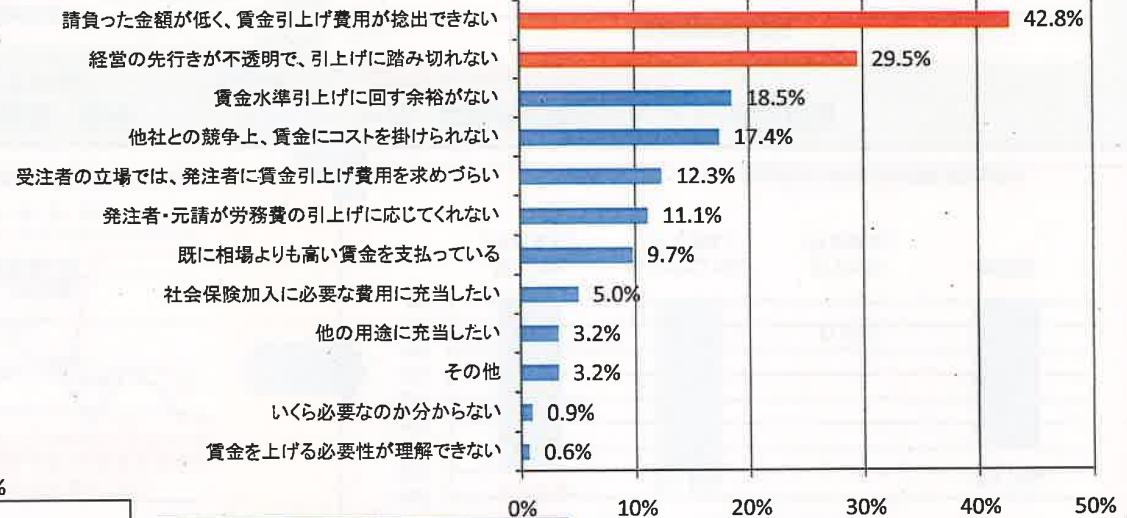
平成25年度下請取引等実態調査(本年6月末までの状況を調査。約1万4千社から回答)における、「技能労働者の賃金水準」に係る調査項目(約1万社から回答)を集計した。

- 賃金水準を引上げた理由として、人手不足に由来する「労働力確保のため」と並び、「業界の発展に必要」や「設計労務単価の上昇」が挙げられており、これまでの賃金水準の確保の取組が一定程度の成果を上げつつあると考えられる
- 賃金水準の確保の取組の認知と賃金水準引上げに正の相関があることから、取組の周知徹底を図ることが重要である
- 適切な賃金水準確保が可能な請負金額の徹底と、先行きの不透明感の払拭により、賃金水準引上げの障害を取り除く必要がある

賃金水準を引上げた理由(複数回答)



賃金水準を引上げられない理由(複数回答)



		4月以降技能労働者の給料を引上げたか				
		給料を引上げた	引上げていない	引下げた	無回答	総計
み確切を知つていなき賃金水準の取組	知っている(74.8%)	52.6%	40.1%	0.4%	6.9%	100.0%
	知らない(11.4%)	35.2%	59.3%	1.4%	4.1%	100.0%
	その他・無回答(13.8%)	12.9%	17.2%	0.6%	69.3%	100.0%

賃金水準確保に関する取組みを知っている企業の給与引き上げに関する行動

### 今後の取り組みの方向性

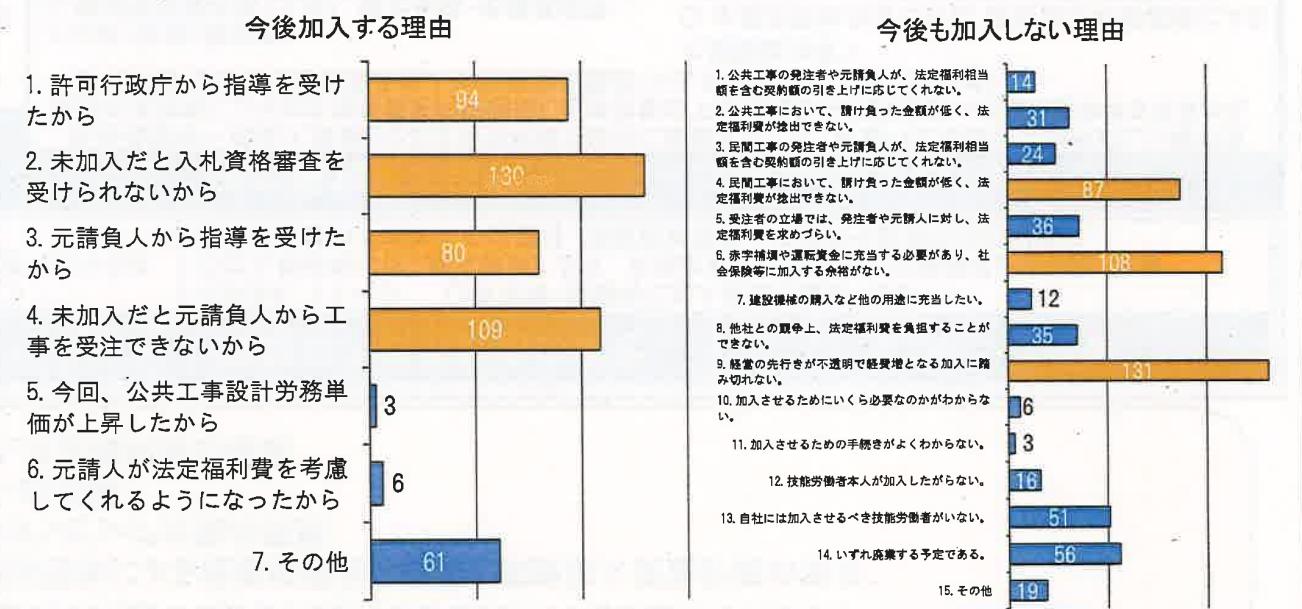
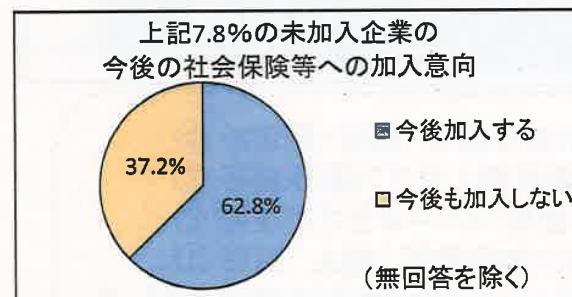
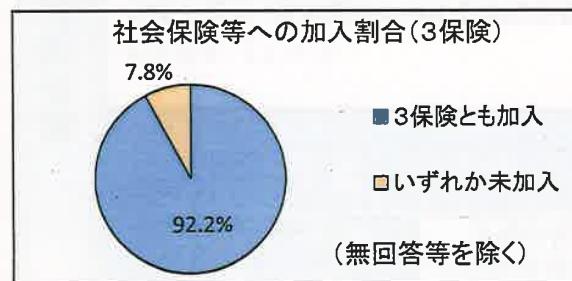
建設産業の担い手確保のため、

- 技術労働者の適切な賃金水準の確保のための取組の更なる周知徹底
- ダンピング対策の更なる実施
- インフラの整備・維持について、将来が見通せるよう計画的・安定的に行うことの提示等の取組が必要。

# 社会保険未加入対策の課題と今後

平成25年度下請取引等実態調査における、「社会保険の加入状況」に係る調査項目(約1万2千社から回答)を集計した。

- 3保険(年金保険、健康保険、雇用保険)全てに加入している企業の割合は92.2%。残りの7.8%の未加入企業についても62.8%が今後加入予定としており、更なる保険加入の進展が期待。
- 未加入企業が「今後加入する理由」として、許可行政庁や元請企業からの指導が多く挙げられていることから、引き続き、許可行政庁による建設業許可・更新時、経営事項審査時の加入指導や、元請企業による下請指導ガイドラインに基づく下請指導等の取組の更なる徹底が重要。
- 未加入企業が「今後加入しない理由」として、請負金額の低さ等により法定福利費が確保できないことが多く挙げられていることから、引き続き、ダンピング対策や、業界全体での標準見積書の活用推進等の取組を徹底することが重要。



**更なる保険加入の進展**

**許可行政庁、元請企業による指導徹底**

**ダンピング対策  
標準見積書の活用促進**

# 社会保険等未加入対策の全体像

(H25.10時点)



- 建設業では必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政も建設業界も挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいます。
- 社会保険等未加入は業界の構造的な問題でもあることから、総合的に対策を進めています。
  - ①元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
  - ②行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
  - ③元請企業による下請企業への指導
  - ④発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保

推進協議会の設置 (第3回 H25.9.26実施)	保険加入促進計画の策定	ダンピング対策		
行政による チェック・指導	<b>&lt;H24. 7～&gt;</b> ○経営事項審査における減点幅の拡大	<b>&lt;H24. 11～&gt;</b> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に		
下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)		<b>法定福利費の確保</b> (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用)  社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)  <b>&lt;公共(直轄)発注者&gt;</b> ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。  <b>&lt;元請企業&gt;</b> ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。 ③専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。  <b>&lt;下請企業(専門工事業者)&gt;</b> ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。	<b>&lt;民間発注者&gt;</b> ○主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。	
<b>(法定福利費確保のイメージ)</b>		<p>この図は、法定福利費の流れを示す概念図です。右側に「公共・民間発注者」の枠があり、その下には「①」で示す青い矢印が「元請企業」へ向かっています。左側には「労働者」、「下請企業」、「元請企業」の3つの枠があります。労働者から下請企業へ向かう青い矢印には「②」が付いています。下請企業から元請企業へ向かう青い矢印には「③」が付いています。元請企業から労働者へ向かう青い矢印には「④」が付いています。</p>		

# 標準見積書の一斉活用等に係る経緯と今後の取組



平成24年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月18日	・太田国土交通大臣から建設業団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について直接要請
同上	・第4回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応(標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等)について申し合わせ
7月	・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
7月中旬～9月上旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ) ・各省庁、公共法人等、都道府県、政令指定都市、主要民間発注者団体、建設業団体に対し同日付で通知発出
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月23日	・「太田国土交通大臣から建設業団体のトップへの直接の要請」フォローアップ会合
10月中旬	・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、隨時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

# 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況(9月末現在)



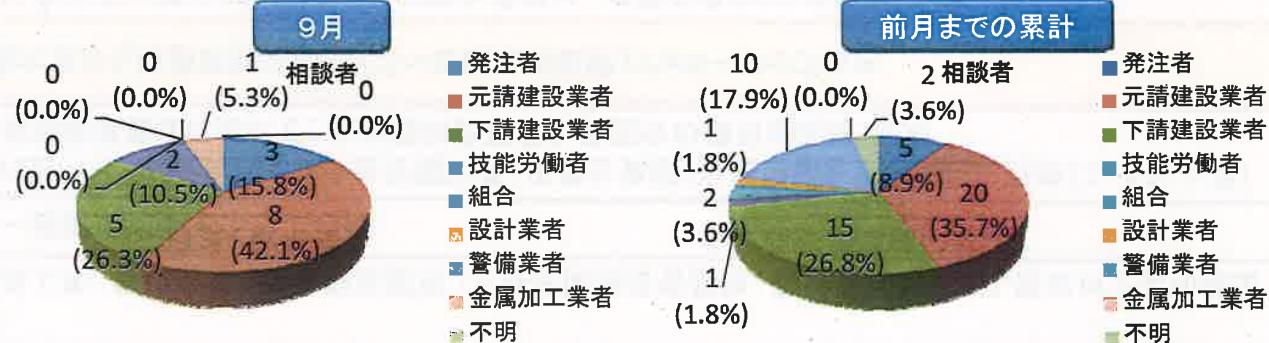
国土交通省

受付件数
○ 9月末日現在、19件。 (前月までの累計、56件。)

北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	北陸 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国 ブロック	四国 ブロック	九州 ブロック	沖縄 ブロック
1(3)	1(1)	11(24)	0(1)	0(11)	1(8)	0(3)	0(1)	5(3)	0(1)

※( )は、前月までの累計

相談者の属性
○ 相談者は、元請建設業者が8件と 最も多かった。 (前月までの累計は、元請建設業 者が20件と最も多かった。)



9月の相談内容													
<主な相談内容>													
(発注者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間工事を発注するに当たり、公共工事にならって法定福利費を適正に確保した上で労務費を積算したいので、新労務単価に含まれる法定福利費は総額でいくら計上されているのか内訳を知りたい。</li> </ul>												
(元請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共発注者が5%の歩切りをしており、ひどい時は15%程だった。歩切りをなくすように指導してもらいたい。そちらの問題の解決が先である。</li> <li>元請が下請との契約において新労務単価で契約した場合には、平成25年4月1日以前の契約であっても公共工事の発注者については、契約の見直しに対応してもらいたい。</li> <li>東北3県以外のその他の県においても、労務単価の上昇はこれまでにない上昇である。発注者については、積極的に変更協議に応じて頂きたい。</li> </ul>												
(下請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事ばかり労務単価が上がって、民間工事は上がってない。民間工事も公共工事並みにスピード感を持ってやって頂きたい。</li> <li>公共工事設計労務単価を上げたとのことだが、下請まで回ってこない。労務単価を引き上げても実感できない。</li> </ul>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発注者 に関する相談</th> <th>6(15)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元請 に関する相談</td> <td>3( 5)</td> </tr> <tr> <td>下請 に関する相談</td> <td>1( 0)</td> </tr> <tr> <td>行政 に関する意見</td> <td>3(10)</td> </tr> <tr> <td>新労務単価等 に関する照会</td> <td>5(24)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1( 2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )は、前月までの累計</p>	発注者 に関する相談	6(15)	元請 に関する相談	3( 5)	下請 に関する相談	1( 0)	行政 に関する意見	3(10)	新労務単価等 に関する照会	5(24)	その他	1( 2)
発注者 に関する相談	6(15)												
元請 に関する相談	3( 5)												
下請 に関する相談	1( 0)												
行政 に関する意見	3(10)												
新労務単価等 に関する照会	5(24)												
その他	1( 2)												

### 建設業許可部局による社会保険加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況(6月末現在)

整備局等 管 内	1回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)							2回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)							通報 (平成24年11月～ 平成25年6月まで)	
	申請等 件数 (a)	指導 件数 (b)	指導率 (b)/(a)	報告 件数 (c)	報告率 (c)/(b)	加入 件数 (d)	加入率 (d)/(b)	指導 件数 (e)	2回目指導／ 1回目指導 (e)/(b)	報告 件数 (f)	報告率 (f)/(e)	加入 件数 (g)	加入率 (g)/(e)	通報 件数 (h)	通報率 (h)/(b)	
北海道	3,987	443	(11.1%)	57	(12.9%)	39	(8.8%)	106	(23.9%)	21	(19.8%)	10	(9.4%)	5	(1.1%)	
東北	9,083	881	(9.7%)	159	(18.0%)	156	(17.7%)	191	(21.7%)	36	(18.8%)	31	(16.2%)	21	(2.4%)	
関東	32,568	6,826	(21.0%)	884	(13.0%)	742	(10.9%)	1,695	(24.8%)	283	(16.7%)	242	(14.3%)	0	(0.0%)	
北陸	5,373	308	(5.7%)	61	(19.8%)	55	(17.9%)	83	(26.9%)	10	(12.0%)	10	(12.0%)	0	(0.0%)	
中部	12,716	1,610	(12.7%)	194	(12.0%)	174	(10.8%)	320	(19.9%)	62	(19.4%)	45	(14.1%)	133	(8.3%)	
近畿	23,805	2,361	(9.9%)	359	(15.2%)	332	(14.1%)	560	(23.7%)	84	(15.0%)	78	(13.9%)	2	(0.1%)	
中国	7,819	389	(5.0%)	44	(11.3%)	41	(10.5%)	72	(18.5%)	13	(18.1%)	12	(16.7%)	0	(0.0%)	
四国	5,133	236	(4.6%)	78	(33.1%)	63	(26.7%)	34	(14.4%)	15	(44.1%)	14	(41.2%)	0	(0.0%)	
九州	17,210	1,019	(5.9%)	200	(19.6%)	196	(19.2%)	241	(23.7%)	34	(14.1%)	39	(16.2%)	17	(1.7%)	
沖縄	934	6	(0.6%)	1	(16.7%)	1	(16.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	
合計	118,628	14,079	(11.9%)	2,037	(14.5%)	1,799	(12.8%)	3,302	(23.5%)	558	(16.9%)	481	(14.6%)	178	(1.3%)	

注1) 原則として、1回目指導は、4ヶ月以内、2回目指導は、2ヶ月以内の報告を求める事となっている。

注2) 建設業許可部局が行った加入指導に対する加入件数は、上記のとおり、各指導に対し、報告までに原則4ヶ月（1回目指導）、2ヶ月（2回目指導）の期間猶予（タイムラグ）があるため、今後、指導に対する加入件数の増加等の変動が見込まれる。

注3) 「通報件数」とは、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省の保険担当部局に通知した件数。

## 加速化に向けた新たな取組

引き続き、

- 今後の労務単価にも的確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査
- 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用促進

等を実施するほか、

今後、新たに、

- 新労務単価の対象となっている直轄工事(11月以降の契約工事)の現場において、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底を図るため、発注者から元請企業に対して周知ポスターの掲示の要請  
【別添ポスター参照】
- 第3回社会保険未加入対策推進協議会申し合わせ(9月26日)に基づく標準見積書の一斉活用状況に関するフォローアップ調査の実施
- 国土交通省HPトップページに新たなバナーを設置し、賃金水準確保・社会保険未加入対策等の取組を広く周知するとともに、建設業4団体のHPと相互リンク化
- 他の公共発注者に対して新労務単価が適用されている工事現場における周知ポスターの掲示を要請するなど、現場レベルでの更なる周知徹底

等を実施する。

# この現場は、新労務単価の対象です！

行政と建設業界は今、この新労務単価の引き上げが、現場の職人さんの  
・適切な賃金水準  
・社会保険への加入の徹底  
に結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。  
真面目に働く職人が報われるために。

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

主に大臣許可業者が関連する、新労務単価の対象となる請負契約にかかる情報その他の関連情報を受け付けています。

TEL.  0570-004976  
マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

